

社会福祉法人専光会

地域密着型特別養護老人ホーム陽のあたる家ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人専光会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム陽のあたる家(以下、「施設」という。)が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム陽のあたる家
- 二 所在地 広島県福山市大門町3丁目7番10号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、一部は併設ショートステイとの兼務とします。

- 一 管理者 1人（常勤）
施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 1人（非常勤）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- 三 生活相談員 2人（常勤）
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 12人（常勤）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員 2人（常勤）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

六 管理栄養士 1人（常勤）

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。

七 機能訓練指導員 1人（常勤, 看護師兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八 介護支援専門員 1人（常勤）

地域密着型施設サービス計画の作成等を行います。

九 事務員 1人（常勤）

介護請求事務及び小口現金管理、事務一般業務等を行います。

十 調理員 外部委託（陽のあたる家ショートステイと一体的に運営）

給食等の提供を行います。

第3章 利用定員

第5条（入居者の定員）

利用できる定員は29名とします。

第4章 設備及び備品等

第6条（ユニット）

ユニット定員 のどか10名 ひだまり9名 やわらぎ10名

3ユニットで居宅に近い住環境の下で日常生活のケアを行います。

第7条（居室）

入居者の居室は個室とし、ベッド・床頭台・たんす・ナースコール等を備品として備えています。

第8条（共同生活室）

事業者は、入居者が利用できる共同生活室を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第9条（浴室）

事業者は、浴室には入居者が使用しやすい適切なものを設けます。

第10条（洗面所及び便所）

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

第11条（機能訓練室）

事業者は、入居者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第12条（サービスステーション）

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接してサービスステーションを設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

第13条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を、併設する陽のあたる家ショートステイと一体的に運用できるよう設けます。

第5章 契約及び運営

第14条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第15条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第16条（入退所）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6章 サービス

第17条（地域密着型施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握します。

第18条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第19条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥そうが発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規程するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の介護職員、又は看護職員をケアに従事させます。
- 8 施設は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

第20条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好等を考慮したものや、病状による療養食を提供とし、適切な時間に行う。又、口腔衛生の管理を行う。食事は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。但し、入居者の生活リズム、体調等を考慮し、適宜食事時間の調整を行います。

朝食 7:00 ～ 8:00

昼食 12:00 ～ 13:00

夕食 18:00 ～ 19:00

第21条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状態やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第22条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第23条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状態等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第24条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第25条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第26条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるもの

とします。

- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費用相当額） 別紙のとおり
 - 二 居住に要する費用 別紙のとおり
 - 三 理美容代 別紙のとおり
 - 四 雑費 別紙のとおり
 - 五 その他、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

第27条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費用相当額） 別紙のとおり
 - 二 居住に要する費用 別紙のとおり
 - 三 理美容代 別紙のとおり
 - 四 雑費 別紙のとおり
 - 五 その他、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

第7章 留意事項

第28条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第29条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則9時～19時までとします。また、消灯時間は、21時です。

第30条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第31条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第32条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂きます。

第33条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

第34条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第35条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第36条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第37条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第38条（衛生管理等）

施設は、設備及び備品又は飲用に供する水について、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 施設は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

一 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定める。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に従い対応する。

第39条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第40条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第41条（緊急時の対応）

従事者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第42条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

第43条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第44条（事業継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他

第45条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第46条（勤務体制等）

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第47条（記録の整備）

施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第48条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員から

の質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。

- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第49条（虐待防止）

施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止委員会の設置
- 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 三 入居者及び家族からの苦情処理体制の整備
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第50条（身体拘束の禁止）

施設は、入居者の身体拘束は行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、期間等を記載した説明書、経過記録、検討記録等の整備と適正な手続き並びに、家族の同意を得た時にのみ身体拘束を行うことができる。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 四 また、介護職員等の新規採用職員に対し身体拘束適正化のための事業所の方針・体制等について新規採用時研修を実施する。

第51条（男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策の強化）

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第52条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示若しくは備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により提示する。

第53条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第 5 4 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

第 5 5 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人専光会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行します。
この規程は、平成30年4月1日から施行します。
この規程は、令和元年11月1日から施行します。
この規程は、令和3年4月1日から施行します。
この規程は、令和3年11月1日から施行します。
この規程は、令和4年12月1日から施行します。
この規程は、令和6年4月1日から施行します。
この規程は、令和6年8月1日から施行します。
この規程は、令和7年1月1日から施行します。

別紙

費 用 区 分	費 用 の 額
食事の提供に要する費用	日額 <u>1,900</u> 円 <内訳> 朝食 <u>500</u> 円 昼食 <u>750</u> 円 (おやつ込み) 夕食 <u>650</u> 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300 円 第2段階認定者 日額 390 円 第3段階①認定者 日額 650 円 第3段階②認定者 日額 1,360 円
滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 <u>2,260</u> 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日額 <u>880</u> 円 第2段階認定者 ユニット型個室 日額 <u>880</u> 円 第3段階①認定者 ユニット型個室 日額 <u>1,370</u> 円 第3段階②認定者 ユニット型個室 日額 <u>1,370</u> 円
理美容代 (希望の場合)	実 費
<u>雑 費</u>	<u>月額 300 円</u>